

議案第2号

富津市立図書館条例の制定について
富津市立図書館条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として富津市立図書館を設置するため、条例を制定するものである。

富津市立図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。第5条第1号及び第7条第1項において「法」という。）に基づき、富津市立図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富津市立図書館	富津市青木一丁目5番地1

(指定管理者による管理)

第4条 富津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条及び第6条において同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条各号（第5号を除く。）に掲げる事項に関する業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理上必要と認める業務

(教育委員会による管理)

第6条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者を指定するまでの間又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に図書館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

(図書館協議会)

第7条 法第14条の規定により富津市図書館協議会（次項及び第3項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による市民
- (6) 市内で図書ボランティアを行う者

3 協議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定その他図書館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。